

クローバー News

新たな登録者を迎えるにあたって

クローバー運営委員長

今村 浩司

皆さんこんにちは。成年後見人ネットワーク「クローバー」運営委員長の今村です。

さて、成年後見制度がスタートして間もなく11年が過ぎようとしています。私たちクローバーも設立してから早や3年を迎え、社会からのニーズも徐々に増してきており、これから受任件数も増えてくるだろうという事を予測して、委員会内でも、現行システムからよりよいシステムへの構築に向けて、とりかかっているところです。

具体的には、「認定成年後見人ネットワーク「クローバー」設置運営規程」を、現行に即した形に改定作業を行っております。主な改定検討項目は①登録時および更新時の申請様式等の見直し、②登録資格の喪失項目の新設、③登録者名簿の作成および登録者の承認を理事会承認とすること、であります。さらに、これまで執務基準(案)としていたものを、新たにクローバー登録者の後見等受任に関する細則として、フォーマルな形で協会の内規として整備する予定であります。

また、個人情報の件についても検討を重ねております。家裁から受任依頼があった場合には、どのような事を情報収集するのか、被後見人とのあいだに利益相反関係が生じないか、実務としてできる可能な事務の範囲なのか、など受任できるか否かを判断する際の大変重要な情報となります。受任後は終了時に至るまで、受任者からクローバー事務局に報告していただくことになっております。

しかし、一方でクローバーにおいては原則的には専門職の個人受任であり、たとえ養成研修を行った機関といえども、委員会での個人が特定できる情報を収集管理するわけにはいかず、被後見人等については管理番号を割り振っての案件の管理となっております。第一義的には、後見人等の監督責任は、選任した家庭裁判所になるわけです。反面、会員を養成し専門職後見として登録者を家庭裁判所に推薦した委員会としての管理監督責任も果たさなければならぬと考えています。現在、協会や委員会による監査機能が、民法や個人情報保護法等に抵触しないように確認を行っております。すでに受任1年が経過しようとしている方も出てきていますが、細則でクローバーとしての監督機能を規定するにあたって、委員会内での意義に関しての丁寧な議論、他専門職団体

の方針、家庭裁判所の考え方、などを考慮していく必要性があり、時間をかけているところです。委員会としての管理監督責任と個人情報保護の調和を図った形での監督のあり方をいずれお示しできれば考えています。

前述した規程の改定に関しましては、現段階では委員会等の協議中の事項です。最終的には理事会の承認が必要となります。正式に改定しましたら、改めて皆さまにお知らせ致します。

立ち上がって3年のまだまだ・・・という現状の中、私たちは精神保健福祉士の視点から一つずつ活動を積み重ねて行き、さらには現行の制度自体の課題も見つめていきながら、確実に進んで行きたいと考えております。今後とも各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

<登録・受任状況> (2011年3月28日現在)

1) 名簿登録者 48名

北海道ブロック	3	近畿ブロック	6
東北ブロック	1	中国ブロック	2
関東・信越ブロック	21	四国ブロック	2
東海・北陸ブロック	5	九州・沖縄ブロック	8

2) 受任状況

成年後見人受任に関する相談 21件

→内 正式受任 13件(東京7、岐阜1、愛媛1、福岡2、熊本2)

3) 認定成年後見人ネットワーク クローバー 活動状況

(2010年12月16日～2011年3月28日)

- 1月20日 名古屋家庭裁判所 平成22年度家事関係機関と家庭裁判所との連絡協議会(愛知県支部 岡田氏)
- 1月27日 東京家庭裁判所 平成22年度家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会(長谷川委員、田村委員)
- 1月31日 日弁連高齢者・障害者の権利に関する委員会 精神保健PTとの懇談会(第5回)(齋藤委員)
- 2月8日 福岡家庭裁判所久留米支部訪問(今村委員長、安部委員)
- 2月23日 第4回クローバー運営委員会

受任から1年を振り返って

こころのクリニック西尾 岡田 昌大

認定成年後見人ネットワーク・クローバーに登録して、後見活動を始めて一年が経過しました。現在は一人の被後見人の後見人として活動しています。受任して現在まで、すべてが初めてのことで、苦悩しながら走馬灯のように過ぎていってしまった気がします。

現在、主に仕事の合間をぬって面会へ行ったり、休日を使ったりして後見活動をしています。被後見人は施設に入所されているため、施設に面会へ行き、主に施設側やご本人とのやりとり等の財産管理やサービス調整をおこなっています。当然、精神保健福祉士としての関わりではなく、本人の代理人として主体的な立場で施設処遇の進め方やサービスの内容の調整、財産管理等をおこなっています。しかし、全てがスムーズに進んでいるわけではなく、時に本人の処遇を巡って疑問を抱くこともありました。

詳しく説明することが出来ませんが、被後見人の入所している施設で、被後見人の通帳からやや不自然なお金の出金があることがありました。施設側からすれば慣例的におこなっていたようですが、後見人の立場としてはきちんとした説明を必要とする内容でした。同じように入所されている他の利用者や家族から「問題はない」とされていることでも、後見人の立場では施設側と協議して解決をしていかなければいけないこともありました。また、家庭裁判所にも意見を求め協議することも必要でした。

現在まで、基本的には判断に迷うことや分からないことは家庭裁判所の担当者に確認しながらおこなっていくことで、不安や心配に思うことは少なく活動出来るようになっていきます。

後見人として活動したり、クローバーの研修や他団体の研修会等で学習を深めていく中で、ようやく「少し」後見人制度がわかってきた気がします。なぜ「少し」なのかというと、後見活動は今後も何年間と行っていくものであるからです。その内の一年が経過し、被後見人のことや、被後見人に関わる実務等がようやく「少し」理解出来てきたという気持ちがあります。

今後も、クローバーでの研修や他団体との研修等や被後見人との関わりの中から、後見人として被後見人を支えていければと考えています。

委員紹介 クローバー運営副委員長 長谷川 千種

皆さま、こんにちは。H22年度、クローバー運営委員会副委員長を仰せつかった長谷川千種です。東京都世田谷区にある昭和大学附属烏山病院に勤めています。



後見制度とのつながりは、H16年度に社会福祉士会・ぱあとなあの養成研修を受け2件受任。H22年にはクローバー登録者として3件目を受任しました。現在は在宅単身2名、施設入所1名の後見活動を行っています。クローバーには組織発足前の準備段階で声をかけていただき、以降、委員としてお手伝いしております。

100年ぶりの民法大改正で新しくなった成年後見制度も早10年がたち、多くの課題が指摘されています。当協会も関係省庁への要望などを行ったところ。H21.11月には、民事法務協会へのヒアリングに呼ばれ、当協会として問題提起をしました。このときは法律家を中心とした委員に、最高裁、厚労省、法務省などの担当者も加わり、緊張感が漂う会合となりました。クローバーとして、安部委員と当方で報告させてもらいましたが、この時、痛切に感じたのは、物事が変わるときに意見を言える重要さでした。クローバーがなければ、成年後見制度に関して当協会が意見を求められることはなかったと思います。我々の問題提起がどこまでとりあげられるかわかりませんが、後見制度に携わることで制度の不備を改善していくことは今後とも必要と考えています。皆さまと力を合わせてクローバーを充実させていきたいと思っております。皆様の積極的な関与をお願いします。

編集後記



東北地方太平洋沖地震災害で被災された皆様にお見舞い申し上げます。

私が受任している方には幸いにも比較的速やかに連絡がとれましたが、緊急時に状況をいかに把握できるのかということについて、考えさせられました。

登録者誕生から1年経ちますが、まだまだ取り組めていない課題も山積しています。地道な活動を続けていきたいですね。

(担当：岩崎香)

